

「宮崎県人権施策基本方針」 骨子（案）について

1 方針策定について

「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」第8条に基づき、本県の人権施策の基本となる方針として策定する。

2 方針策定にあたっての基本的な考え方

- (1) 現在の人権教育・啓発の基本方針である「宮崎県人権教育・啓発推進方針」（平成17年1月施行、平成26年12月改定）の基本的な考え方や施策等は踏襲する。
※ 宮崎県人権施策基本方針の施行に伴い、宮崎県人権教育・啓発推進方針は廃止する。
- (2) 「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」を踏まえ、方針の目標や施策の方向等を定める。
- (3) 令和4年9月に実施した人権に関する県民意識調査の結果や、最近の人権を取り巻く状況等を踏まえ、内容の検討を行う。

3 骨子（案）

別添「宮崎県人権施策基本方針骨子（案）」。

4 今後のスケジュール

令和5年8月24日	<u>第1回懇話会（骨子案）</u>
9月	県議会9月定例会常任委員会（骨子案）
9月～10月	関係団体の意見聴取
11月10日	<u>第2回懇話会（素案）</u>
12月	県議会11月定例会常任委員会（素案） パブリックコメント
令和6年1月24日	<u>第3回懇話会（基本方針案）</u>
2月	県議会2月定例会（議案提出・審議）
4月	宮崎県人権施策基本方針施行

宮崎県人権教育・啓発推進方針(H26改定)

宮崎県人権施策基本方針(案)

大項目	中項目	小項目
第1章 はじめに	1 方針改定の趣旨	
	2 方針の目標	
	3 方針の性格	
	4 人権をめぐる国内外の状況	(1) 国際社会の動向 (2) 国内の動向 (3) 本県の動向
第2章 人権教育・啓発の基本的な在り方	1 人権教育の意義・目的	
	2 人権啓発の意義・目的	
	3 人権教育・啓発の基本的な在り方	(1) 実施主体間の連携と県民に対する多様な機会の提供 (2) 発達段階等を踏まえた効果的な方法 (3) 県民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保
第3章 人権教育・啓発の推進	1 あらゆる場を通じた推進	(1) 家庭における人権教育・啓発
		(2) 学校における人権教育
		(3) 地域社会における人権教育・啓発
		(4) 企業等における人権教育・啓発
		(5) 特定職業従事者等に対する人権教育・啓発
	2 総合的かつ効果的な推進	(1) 実施主体の強化及び周知度の向上
		(2) 人材の育成
		(3) 教材・資料等の整備・充実
		(4) 学習プログラムの開発
		(5) 人権教育・啓発の内容及び手法の充実
(6) 宮崎県人権啓発センターの充実等		
(7) マスメディア等の多様な広報媒体の活用		
(8) 民間団体のノウハウの活用		
(9) 人権問題に関する相談窓口の充実・連携		

第4章 分野別施策の推進	1 女性	
	2 子ども	
	3 高齢者	
	4 障がいのある人	
	5 同和問題	
	6 外国人	
	7 HIV感染者・ハンセン病患者等	
	8 犯罪被害者等	
	9 インターネットによる人権侵害	
	10 性的少数者(性的マイノリティ)	
	11 刑を終えて出所した人	
	12 北朝鮮当局による拉致問題等	
	13 その他	
第5章 方針の推進	1 県の推進体制	
	2 国、市町村との連携	
	3 民間団体との連携	
	4 施策の点検及び方針の見直し	

・基本的な構成は現方針を踏襲する。
・現方針策定後の動向(人権三法の施行等)や、条例制定の経緯、趣旨を踏まえて内容を修正する。
・「方針の目標」は条例前文や第2条に基づいて設定する。

・現方針の第2章では、人権教育、人権啓発の定義や取り組む際の考え方等を記載しているが、現方針の第3章と重複している部分も多いため、現方針の第3章「1あらゆる場を通じた推進」と統合し、新方針第2章では「(1)あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進」とする。

・特定職業従事者に対する人権教育・啓発は「人」に着目した取組であり、「場」に着目した取組である「(1)あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進」とは分けて別項目とする。

・人権教育・啓発の「方法」についてまとめる。
・内容については、現在の取組の成果や反省点を踏まえて見直す。

・条例の趣旨を踏まえ、「人権教育・啓発」から切り離し、中項目として位置付ける。
・周知方法など必要に応じて内容の見直しを行う。

・条例第3条(県の責務)を踏まえ、県行政を推進するにあたっての人権尊重の考え方等を記載する。

・現在の方針の「分野別施策の推進」に記載されている項目は、新しい方針でも継続して記載する。
・県民意識調査で県民の関心が高い人権問題である「働く人の人権問題」を追加する。
・分野別の施策の内容については、それぞれの人権課題に取り組んでいる関係団体との意見交換等を踏まえ必要な見直しを行う。

・現在の方針をベースに、必要な見直しを行う。

大項目	中項目	小項目
第1章 はじめに	1 方針策定の趣旨	
	2 方針の目標	
	3 方針の性格	
	4 人権をめぐる国内外の状況	(1) 国際社会の動向 (2) 国内の動向 (3) 本県の動向
第2章 人権施策の推進	1 人権意識の高揚を図るための施策【条例第8条第2項第1号該当】	(1) あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 ・家庭 ・学校 ・地域社会 ・企業等
		(2) 特定職業従事者等に対する人権教育・啓発 (3) 人権教育・啓発を推進するための環境整備 ・人材の育成と活用 ・教材や資料等の整備・充実 ・広報方法の充実
第3章 分野別施策の推進【条例第8条第2項第3号該当】	2 相談支援体制の整備【条例第8条第2項第2号該当】 3 人権の視点に立った行政の推進	(1) 人権問題に関する相談体制の充実・連携 (2) 相談窓口の周知
		(1) 職員の人権意識の向上 (2) 人権に関する県民意識的確な把握
第4章 方針の推進	1 県の推進体制 2 国、市町村との連携 3 民間団体との連携 4 施策の点検及び方針の見直し	1 女性
		2 子ども
		3 高齢者
		4 障がいのある人
		5 同和問題
		6 外国人
		7 HIV感染者・ハンセン病患者等
		8 犯罪被害者等
		9 インターネットによる人権侵害
		10 性的少数者(性的マイノリティ)
		11 刑を終えて出所した人
		12 北朝鮮当局による拉致問題等
		13 働く人の人権問題
		14 その他

宮崎県人権施策基本方針骨子（案）

第1章 はじめに

1 方針策定の趣旨

- ・宮崎県人権尊重の社会づくり条例の施行
- ・同和問題をはじめとする様々な人権問題や、性的マイノリティなど新たな人権問題への対応

3 方針の性格

- ・宮崎県人権尊重の社会づくり条例第8条第1項に定める方針
- ・宮崎県総合計画の部門別計画

4 人権をめぐる国内外の状況

- ・人権三法(障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法)、LGBT理解増進法等の施行
- ・新型コロナウイルスの感染拡大に伴う感染者や医療従事者等に対する差別、誹謗中傷等

2 方針の目標

お互いの人権を尊重し合い、あらゆる差別を解消し、誰もが自分らしく生きていける平和で豊かな社会の実現

第2章 人権施策の推進

1 人権意識の高揚を図るための施策【条例第8条第2項第1号該当】

- (1)あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進
 - ①家庭 ②学校 ③地域社会 ④企業等
- (2)特定職業従事者等に対する人権教育・啓発
公務員や教職員、医療関係者など人権と関わりの深い職業に従事する者への人権教育・啓発
- (3)人権教育・啓発を推進するための環境整備
 - ①人材の育成と活用 ②教材や資料等の整備・充実
 - ③広報方法の充実 ④ネットワークの構築

2 相談支援体制の整備【条例第8条第2項第2号該当】

- (1)人権問題に関する相談体制の充実・連携
 - ①県の相談窓口の充実 ②外部相談窓口との連携強化
- (2)相談窓口の周知

3 人権の視点に立った行政の推進

- (1)職員の人権意識の向上
- (2)人権に関する県民意識の的確な把握

第3章 分野別施策の推進【条例第8条第2項第3号該当】

1 女性

5 同和問題

9 インターネットによる人権侵害

13 働く人の人権問題【追加】

2 子ども

6 外国人

10 性的少数者(性的マイノリティ)

14 その他

3 高齢者

7 HIV感染者・ハンセン病患者等

11 刑を終えて出所した人

関係団体との意見交換や所管課との協議を踏まえ策定

4 障がいのある人

8 犯罪被害者等

12 北朝鮮当局による拉致問題等

第4章 方針の推進

1 県の推進体制

2 国、市町村との連携

3 民間団体との連携

4 施策の点検及び方針の見直し

【参考1】「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」について

宮崎県では、県、市町村、県民等が力を合わせて、お互いの人権を尊重し合い、あらゆる差別を解消し、誰もが自分らしく生きていける平和で豊かな社会を実現していくため、「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」を制定した（令和4年3月14日公布・施行）。

(1) 目的（第1条）

人権施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての人の人権が尊重される平和で豊かな社会の実現を図ることを目的とする。

(2) 基本理念（第2条）

全ての人が自己決定に基づき個性と能力を發揮して自己実現を図ることのできる社会

全ての人が人権意識の高揚に努めることであらゆる差別の解消に取り組む社会

全ての人がかけがえのない存在として尊重され、多様な価値観及び生き方を認め合う社会

(3) 各主体の責務等（第3条・第4条）

県（第3条）

- 県行政のあらゆる分野において人権を尊重し、人権施策を積極的に推進する。
- 国、市町村、県民及び事業者と連携して人権施策の推進に取り組む。
- 人権問題に関する実態の把握に努めるとともに、実施した人権施策を毎年度公表する。

県民・事業者（第4条）

- 県民は、社会のあらゆる場において、事業者は、その事業活動に関し、人権意識の高揚に努め、人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、相互に人権を尊重するよう努める。
- 県民及び事業者は、県が実施する人権施策に協力するよう努める。

(4) 基本施策（第5条～第7条・第9条）

不当な差別的取扱い等の防止（第5条）

- 基本的人権の尊重の理念に照らし不合理な理由による、不当な差別的取扱い、誹謗中傷その他の人権を侵害する行為（インターネットを含む）の防止に取り組む。

人権教育及び人権啓発（第6条）

- 県民それぞれの発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、人権感覚を身に付けることができるよう、人権教育及び人権啓発を行う。

相談支援体制（第7条）

- 人権に関する相談に応じる体制を整備するとともに、相談者に対して支援を行う。

意見の聴取及び県民意識調査（第9条）

- 市町村、関係団体等から人権施策の推進に関する意見を聴く機会を設ける。
- 県民意識の変化を把握するため、人権に関する県民意識調査を行う。

(5) 人権施策基本方針（第8条）

人権施策の基本となる方針を別途策定し、次に掲げる事項について定める。

- ① 人権意識の高揚を図るための施策に関する事
- ② 相談支援体制の整備に関する事
- ③ 人権問題における分野ごとの施策に関する事
- ④ 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

【参考2】 令和4年度「人権に関する県民意識調査」の結果について

(1) 調査目的

人権に関する県民意識の実態を把握し、今後の人権施策の適切な推進に活用する。

なお、平成15年度以降5年間隔で実施してきたが、「宮崎県人権施策基本方針」を令和5年度に策定するため、1年前倒しで調査を実施した。

(2) 調査の概要

① 調査項目

次の項目を内容とした全20問の調査。

ア 人権全般について

イ 各人権問題について

女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、「H I V感染者・エイズ患者およびその家族」や「ハンセン病患者・回復者およびその家族」、新型コロナウイルス感染症、犯罪被害者等、インターネット、性的マイノリティ

ウ 人権問題への取組について

② 調査方法

ア 調査時期：令和4年9月

イ 調査対象：県内在住の18歳以上の方から、3,000人を無作為に抽出

ウ 調査方法：調査票を郵送し、郵送またはインターネット回答

エ 回答者数：1,281人／3,000人 [回答率 42.7%] (前回 36.4%)

※郵送 1,043通 [81.4%] /インターネット 238通 [18.6%]

(3) 結果の概要

① 人権全般

ア 「宮崎県は人権が尊重される県になっているか」

「今の宮崎県は『人権が尊重される県』になっていると思うか」という設問に対して、肯定的回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）が、前回調査よりも増加している。

	R4調査	H30調査	H25調査
そう思う・どちらかといえばそう思う	48.0%	41.9%	47.7%
そうは思わない・ どちらかといえばそうは思わない	16.1%	18.3%	16.2%
どちらともいえない・わからない	34.2%	37.8%	33.9%

イ 「あなたは他の人の人権を尊重しているか」(新設)

「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」において、相互の人権尊重を規定しているため、「他の人の人権を尊重しているか」の意識を問う設問を新たに追加した。

	R4調査
そう思う・どちらかといえばそう思う	81.1%
そうは思わない・ どちらかといえばそうは思わない	2.7%
どちらともいえない・わからない	15.0%

ウ 人権侵害の経験の有無

「人権侵害を受けたことがある」と答えた割合は、前回調査よりも増加している。

なお、人権侵害を受けた理由としては、「容姿」(22.2%)が最も高く、次いで「女性であること、男性であること」(19.5%)、「職業」(18.9%)であった。

また、受けた人権侵害の内容は、「あらぬうわさ、他人からの悪口、かげ口」(42.7%)が最も高く、次いで「いじめ、仲間はずれ、無視、嫌がらせ」(31.5%)、「パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなどのハラスメント」(30.7%)であった。

	R4調査	H30調査	H25調査
人権侵害を受けたことがある	28.5%	26.5%	24.8%
人権侵害を受けたことがない	69.3%	72.4%	73.6%

エ 人権問題への関心

「子どもに関する人権問題」の関心が最も高くなっている。

また、「障がいのある人」、「インターネット」、「女性」、「高齢者」等、メディアでの報道を含め、日常で接することが多い問題への関心が高い。

	R4調査	H30調査	H25調査
1) 子どもに関する人権問題	65.6%	69.4%	68.2%
2) 障がいのある人に関する人権問題	40.5%	39.1%	29.4%
3) インターネットにおける人権問題	35.2%	31.4%	33.0%
4) 女性に関する人権問題	32.8%	31.7%	24.1%
5) 高齢者に関する人権問題	32.8%	34.0%	33.5%
○ 6) 働く人の人権問題	32.3%	37.2%	26.9%
○ 7) 新型コロナウイルス感染症に関する人権問題	23.6%		
○ 8) プライバシーの保護に関する人権問題	20.9%	20.7%	22.9%
9) トランスジェンダーの人権問題	19.3%	14.6%	6.4%
10) 北朝鮮当局による拉致に関する人権問題	16.6%	25.3%	31.4%

※○は現行の「宮崎県人権教育・啓発推進方針」に記載がない人権問題

② 個別の人権問題

ア 同和問題

「同和地区(被差別部落)はどういう理由でできたか」との設問に対して、「**歴史的過程で形づくられたもの**」(42.7%)との回答の割合が、前回調査(50.0%)よりも減少している。

	R4調査	H30調査	H25調査
1)歴史的過程で形づくられた	42.7%	50.0%	42.9%
2)わからない	24.7%	28.8%	29.1%
3)職業上の理由から	11.1%	6.9%	10.0%

また、「子どもが同和地区出身者と結婚したいと相談してきた場合にどうするか」との設問に対して、肯定的な回答(「**子どもの意思を尊重し、親として支援・助力していく**」、「**子どもの意思にまかせる**」)(計64.4%)が、前回調査(60.3%)よりも増加している。

	R4調査	H30調査	H25調査
肯定的な回答	64.4%	60.3%	58.6%
子どもの意思を尊重し、親として支援・助力していく	33.7%	30.8%	29.3%
子どもの意思にまかせる	30.7%	29.5%	29.3%
否定的な回答	12.3%	13.7%	14.6%
親として反対するが、子どもの意思が強ければしかたない	10.2%	10.6%	11.7%
家族の者や親戚の反対があれば結婚を認めない	1.0%	1.6%	1.6%
絶対に結婚を認めない	1.1%	1.5%	1.3%
わからない	20.6%	22.5%	21.7%